

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

### 佐賀県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中「危機管理・報道監 企業立地統括理事」を「危機管理・報道監」に、「総括政策監 副部長」を「総括政策監 新型インフルエンザ対策総括監 企業立地総括監 雇用対策総括監 副部長 企画・経営グループ長」に改め、同表の本庁の教育委員会事務局の項中「副教育長」を「副教育長 教育庁危機管理・広報監 企画・経営グループ長」に改め、同表の現地機関の項中

春日園	園長 総務課長
-----	---------

を

療育支援センター	所長 総務課長
----------	---------

に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。